

知事等特別職の給与改定について

1 知事等特別職の給与改定

- ・ 期末手当について、国の指定職の支給月数に合わせて改定することとしたい。
(△0.05 月)

- ・ 期末手当の支給月数
 - 現在、本県の特別職の期末手当は、国の指定職（事務次官・本省の局長等）の期末・勤勉手当の支給月数と同様に 3.40 月としている。
 - 国の指定職の期末・勤勉手当は、人事院勧告を受け 0.05 月引き下げを予定しており、一般職の動向も踏まえ、国の指定職の支給月数に合わせ、3.35 月とすることとしたい。（令和 2 年 12 月期期末手当から適用予定）

【参考】

一般職については、10 月の人事委員会勧告どおり、期末・勤勉手当の年間支給月数を、現行の 4.50 月から 0.05 月引き下げ、4.45 月とすることとしたい。（令和 2 年 12 月期期末手当から適用予定）

※ 月例給については、今後、改めて人事委員会から勧告又は報告がなされる予定

2 改正が必要な条例等

(1) 改正予定条例

- ・ 知事及び副知事の給与等に関する条例
- ・ 公営企業管理者の給与等に関する条例
- ・ 教育長の給与等に関する条例
- ・ 監査委員の給与等に関する条例
- ・ 特別職の秘書の職の指定等に関する条例

(2) 改正条例の提案

令和 2 年第 3 回県議会定例会（11 月）に提案予定